

第1章 プランの策定にあたって

1.プラン策定の趣旨

中津川市では、1999年（平成11年）3月に、中津川市女性行動計画「なかつがわ男女共同参画プラン」、及び2003年（平成15年）3月に「なかつがわ男女共同参画プラン（第二次）」を策定し、このプランに沿って男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

これは、1995年（平成7年）に北京（中国）で開催された第4回世界女性会議で、女性の行動の指針となる「北京宣言」が採択されたことを受け、男女共同参画社会の実現に向け、国をあげた取り組みが進んできたことによるものです。

その後、1999年（平成11年）6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国の社会を決定づける「最重要課題」と位置付けられ、さまざまな取り組みが行われてきました。

この男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「**男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担う社会**」であると明記しています。

しかし、実際は家庭や地域・職場などの多くの場面で男女の不平等が見られ、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような、性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

また一方で、少子高齢化の進行、市民の生活スタイルや働き方、価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境はずいぶん変化してきました。

そうしたなかで、中津川市は、2005年（平成17年）2月13日に坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村及び長野県山口村との市町村合併を果たし、人口も5万4千人から8万4千人へと増え、市域も広がり、新しい中津川市が誕生しました。それに伴い、2006年（平成18年）に新中津川市総合計画を策定し、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を将来都市像として新たなまちづくりを進めています。

こうした社会情勢の変化や、市町村合併で新しくなった中津川市の現状を踏まえて、市民一人ひとりが、性別や年齢などに関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができる、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女共同参画プラン（第三次）」を策定するものです。

2.プラン策定の背景



【世界の動き】



国際連合は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、翌年の1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国際婦人の10年」とし、女性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて重点的な取り組みが世界各国で行われました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議が北京（中国）で開催され、2000年（平成12年）までの行動指針である「行動綱領」と世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択され、「女性の権利は人権である」ことを確認しました。

さらに、2000年（平成12年）には国連特別総会として「女性2000年会議」が国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京行動綱領」の実施促進のための「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）には、第4回世界女性会議から10年目を記念して、「第49回国連婦人の地位委員会」（北京+10）が国連本部において開催され、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の完全実施に向けた一層の取り組みを各国に求めることが確認されました。



【日本の動き】



わが国では、1999年（平成11年）6月に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌2000年（平成12年）には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という）が施行されました。2004年（平成16年）には、暴力の定義の拡大や、保護命令制度の拡充などの内容でDV防止法が改正されました。

また、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、2020年（平成32年）までの長期的な施策の方向が示されました。

2007年（平成19年）には保護命令制度のさらなる拡充などを柱として、再度DV防止法が改正されました。また、同年12月には仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスを実現することを目的とする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。



岐阜県では、1999年（平成11年）に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。このプランでは、「意識改革」、「社会参画」、「豊かに生きるための条件整備」の3つの課題について施策の方向性を示し、男女共同参画社会の形成を目標としています。その後、男女共同参画社会基本法の制定や、国の男女共同参画基本計画の策定を受けて、2002年（平成14年）に同プランを一部改訂しました。

2003年（平成15年）には、男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、男女共同参画による豊かな社会をみんなでつくっていくことを目指して「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定・施行されました。

また、2004年（平成16年）には、これまでの「ぎふ男女共同参画プラン」の計画期間終了を受け、「岐阜県男女共同参画計画」の策定が行われました。さらに、2006年（平成18年）にはDV防止法に基づき、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

「岐阜県男女共同参画計画」の計画終了年度が2008年度（平成20年度）であることから、2009年（平成21年）に「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」が策定されます。

 [中津川市の取り組み] 

中津川市では1996年(平成8年)に社会教育課に女性政策係を新設し、翌年には市民から選出された20名で構成される「男女共同参画社会づくり懇話会」を設置しました。

1998年(平成10年)には懇話会からの提言書と、前年に行った市民意識調査「中津川市男女共同参画社会づくりアンケート」などによる市民の意見を踏まえ、1999年(平成11年)3月に中津川市女性行動計画「なかつがわ男女共同参画プラン」を策定し、施策を実施してきました。

2000年(平成12年)には、総合政策課内室として男女共同参画室が設置されました。その後、機構改革により、2001年(平成13年)には、政策調整課内室となり、男女共同参画の推進に取り組んできました。

2002年(平成14年)に中津川男女共同参画社会づくり懇話会委員20名と、各種団体の代表からなる男女共同参画プラン策定委員会を設置し、その中で検討を重ね2004年(平成16年)3月に「なかつがわ男女共同参画プラン(第2次)」を策定しました。

その後、2005年(平成17年)2月の市町村合併による機構改革により、企画財務課が男女共同参画担当課となり課内に男女共同参画係がおかれ、男女共同参画の推進に取り組んできました。

そして、2008年度(平成20年度)に第2次プランの計画年度終了に伴い、これまでの取り組みでの課題や新たな課題を取り上げ、「男女共同参画に関する市民及び事業所アンケート調査」の結果や、市内の各種団体からの選出委員20名による「男女共同参画社会づくり懇話会」における意見や要望を踏まえ、庁内の策定委員会での検討を経て、この度「なかつがわ男女共同参画プラン(第3次)」を策定しました。

2009年(平成21年)4月の機構改革により、少子化対策課が男女共同参画担当課となり、男女共同参画の推進に取り組めます。

